

2014年 9月 3日
郵政ユニオン 交第2号

株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役社長
石井 雅実 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

郵政産業労働者ユニオン第3回定期全国大会要求書

郵政産業労働者ユニオンは、6月26日から28日まで第3回定期全国大会を東京で開催しました。大会は、4年連続の一時金削減と消費税増税による生活悪化、要員不足による労働密度の高まり、パワハラによる職場荒廃が、全国・全社に共通して進行していることが明らかになりました。とりわけ、期間雇用社員の生活悪化は深刻であり、処遇の改善を求める声が多く寄せられました。

郵政グループ各社は、改正郵政民営化法の施行で「グループの経営体制が安定し、将来のビジョンが描きやすい環境が整った」として「郵政グループビジョン2021」を策定し「確立期」（2014年度から2016年度）を基盤作りと位置づけ「中期経営計画」を発表しました。郵政事業を発展させていくためには、そこで働く社員がいかに働きがいを持っているか、そのための職場環境や労働条件が保障されるか、社員が誇りを持って会社を語ることができるかが重要であり、会社が率先して取り組むべきです。

しかし、多くの代議員から出された職場実態をみる限り、今日の郵政グループ各社の状況は、職場環境や社員の労働条件の方を向いているとは言えません。基盤作りの今の時期に、職場の実態を直視し、関連労働者を含めた労働条件の向上と抜本的な職場の改善が緊急の課題です。

全国の職場から寄せられた意見及び討議した内容、今後の事業のあり方や課題を第3回定期大会要求書として提出します。早急な対応を求めるものです。

記

- 1 中期経営計画にもとづく設備投資計画について具体的な項目と費用、スケジュールについて明らかにすること
- 2 金融のユニバーサルサービスを維持するとともに、経済生活の安定を図り福祉を増進するため公共サービスとしての経営姿勢を堅持すること
- 3 資金運用にあたっては、安全かつ確実な投資対象に限定すること。また、地方への資金還流及び中小企業や市民生活を守るための資金として活用すること
- 4 保険金の支払により剰余金が出た時は、加入者への還元ができるように管理機構に働きかけること
- 5 定年退職する社員の退職金について、毎年支給日が一定していません。その理由を明らかにすること。また、退職金は3月末までに支給すること

〔労使関係に関する要求〕

- 1 地本交渉、支部労使委員会、職場労使委員会が形骸化している実態にあります。郵政産業労働者ユニオンとの労使関係についての基本的認識を明らかにするとともにより充実した労使関係構築のための考え方について明らかにすること

〔労働時間・勤務に関する要求〕

- 1 年間総実労働時間「1800時間」を早期に達成すること。会社としての取組状況及び到達を明らかにすること
- 2 日勤の休息時間については4時間につき20分とし、始業時間の遅れる勤務の種類ごとに拡大すること
- 3 非番日については「週休日」とすること。祝日及び年末始(12月29日から1月3日)については「休日」とすること
- 4 年間総労働時間1,800時間を達成のために一日7時間、一週35時間へ所定内労働時間を短縮すること。なお、期間雇用社員についても社員に準じて短縮を行い、減じた時間数については時給引上げを行い、日額収入の減少とならないように措置すること
- 5 時間外労働について
 - (1) 時間外労働は一日2時間、一週5時間、月20時間、年間120時間以内(週休日など休日労働含め)とすること。また、「深夜勤」等の夜間労働明けの超勤は行わないこと
 - (2) 時間外労働及び休日労働について、社員の健康その他正当な理由による申立てがある場合、強要・強制は行わないこと
 - (3) 時間外労働の「命令」については4時間前、休日労働の通知は前日の正午までとすること
 - (4) 勤務時間管理を徹底し、所定労働時間を越えた労働はすべて超勤手当をつけること
- 6 タダ働きの実態についての認識を明らかにするとともに、根絶に向けた具体的方針を明示すること
- 7 祝日を勤務し、祝日「代休」を取得した時は「代休」と35%の割増手当を支給すること

〔諸休暇に関する要求〕

- 1 年次有給休暇は年間28日とすること
- 2 特別休暇については以下の通り改善すること
 - (1) 忌引については以下の通りとすること
 - ① 配偶者は現行7日を10日にすること
 - ② 子は現行5日を7日にすること
 - ③ 兄弟姉妹の配偶者及び配偶者の兄弟姉妹は現行1日を3日にすること
 - ④ 配偶者の親は現行3日を7日にすること
 - ⑤ 配偶者の伯父伯母(叔父叔母)、配偶者の兄弟姉妹の配偶者は1日とすること
 - (2) 子の祭日を特別休暇とすること
 - (3) 配偶者の祭日を特別休暇とすること
 - (4) 産前休暇は8週間、産後休暇を10週間とし、産前6週間は就労禁止期間とすること
 - (5) 妊娠後産前休暇前まで、勤務の前後1時間を特別休暇とすること
 - (6) 結婚休暇は10日間とすること
 - (7) 配偶者の出産休暇は12日以内とすること
 - (8) 夏期休暇は5日間とすること
 - (9) 20年勤続者には5日間、30年勤続者には10日間を特別休暇とすること

- (10) ボランティア休暇を7日にすること
- 3 育児休業について
 - (1) 育児休業中の賃金は全額保障すること
 - (2) 育児休業期間は6歳まで拡大すること
 - (3) 育児休業の回数は制限を設けないこと
- 4 介護休暇について
 - (1) 介護休業期間中の給与は会社が全額保障すること
 - (2) 介護休暇は有給とすること
- 5 産前産後休暇及び育児休業を取得した社員の後補充を行うこと

【期間雇用社員の労働条件整備に関する要求】

- 1 有期雇用契約労働者の無期労働契約への転換について、雇用期間5年を経過している期間雇用社員については、早期に無期労働契約へ転換させること。また、雇用期間通算5年によることなく、3年経過すれば無期雇用契約へ転換させること
- 2 期間雇用社員についても正社員と同様に特別休暇(夏期休暇、冬期休暇、年末年始など)を付与すること

【人事・労務政策に関する要求】

- 1 昇任、昇格、転勤、社宅入居、出張、訓練などにあたっては、公正・公平、中立、透明性、納得性をもって行うこと
- 2 本人同意のない配置転換は行わないこと。なお、いわゆる「10年異動」施策については、社員の個別事情を考慮し、本人の希望を最大限尊重すること
- 3 障害者雇用の人数を明らかにするとともに、積極的に雇用の促進を図ること
- 4 管理職をはじめと役職クラスにおいてもパワーハラが広がりつつある深刻な状況になっています。厚生労働省省令で発出の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」をベースに管理職をはじめ全社員教育を徹底すること。また、パワーハラ惹起者については各人の責任についてその言動、行為について厳しく問うこと

【労働安全・衛生に関する要求】

- 1 事業所において労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生の計画、実行、評価、改善のサイクルを社員に周知徹底すること
- 2 過労死等の防止対策を効率的に推進ために、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれを担う義務などを定めた法律、過労死防止対策推進法が6月参議院本会議で可決、整理しました(施行は、成立後半年以内とされている)。法整備へ休職・長期病休者の実態を把握し明らかにすること。また、原因の究明と対策について組合に説明し協議を行うこと
- 3 労働安全衛生法に基づく「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を守ること。節電にあたっては労働者の健康を配慮した対策をすること。また、経費節減のもとで「手抜き」の清掃が全国的に蔓延しています。働きやすい職場環境を指導を徹底すること
- 4 労働安全衛生法一部改正法が6月に成立しています。メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェックが義務付けられています。ストレスチェックの実施方法、スケジュールに明らかにすること
- 5 健康診断については内容を充実すること
 - (1) 成人病対策として、35歳以上については定期健康診断と成人病予防診断(ミニドック)を隔年ご

- とに組み合わせ実施すること
- (2) 胃、腸、腰痛なども希望者は検診できるようにすること
 - (3) 人間ドックの検診の項目に、がん及び脳健診を無料で行なえるようにすること
 - (4) 定期健康診断における問診については個室において行うこと
 - 5 新規採用訓練(中途採用者を含む)に産業医・保健婦などによる衛生教育を実施すること
 - 6 安全衛生委員会は、各労働組合が公平に参加できる体制とすること

〔組合活動に関する要求〕

- 1 郵政産業労働者ユニオンの職場組織が存在する全ての局所・支店に組合掲示板を設置すること。また、地本、府県協議会、支部、分会に組合事務室を設置すること
- 2 組合休暇については以下のとおり改善すること
 - (1) 年次有給休暇の残日数と関わりなく承認される組合休暇
 - <中央本部関係>
 - ① 執行委員会の年 10 回の範囲を撤廃すること
 - ② 地方委員長会議
 - ③ 地方書記長会議
 - ④ 女性部大会
 - ⑤ 女性部常任委員会
 - ⑥ 会計監査
 - <地方本部関係>
 - ① 執行委員会の年 10 回の範囲を撤廃すること
 - ② 支部長会議
 - ③ 支部書記長会議
 - ④ 地方本部女性部大会(東京)
 - ⑤ 地方本部女性部常任委員会(東京)
 - <支部関係>
 - ① 支部執行委員会については「中支部に限る」を撤廃すること
 - (2) 上部団体への会議出席で承認される組合休暇
 - ① 全労連・全労協大会
 - ② 全労連評議員会
 - ③ 全労連・全労協幹事会
 - ④ 全労連公務部会幹事会
 - ⑤ 全労連公務部会総会
 - (3) 年間 13 日の組合休暇については、承認条件の年休残日数(当年発給)現行 10 日を 15 日とすること

〔人権に関する要求〕

- 1 茶髪・ピアス・ヒゲなどは個人の趣向とともに人格権に関わる問題です。一方的な禁止命令及び評価は止めること
- 2 防犯を名目としたロッカー点検や私物検査が行われていますが社員を犯罪者扱いしたやり方であり、個人の人権を著しく傷つけるものです。会社の品位を地に落とす、このような行為は今後断じて行わないこと
- 3 女性社員のロッカーを男性社員が点検する事例が後を絶ちません。一切止めるように指導を徹底すること。

以上